

プレスリリース [2021年2月3日]

(計2枚)

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の延長に伴う 市の対応について

国は、2月2日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について、3月7日まで延長することを決定し、引き続き、不要不急の外出や、大人数の飲食などを自粛するよう要請がありました。

緊急事態宣言の延長に伴う、町田市における新型コロナウイルス感染症に関する対応をお知らせします。

【主な対応】

■ 市施設について

- ・市の施設は、3月7日（日）まで午後7時に閉館とします。
- ・貸出は、各施設によって開館時間や貸出時間が異なるので、詳細については、市ホームページに掲載します。

※ 貸出施設について、緊急事態宣言期間中に感染拡大防止のためキャンセルがあった際には、施設利用のペナルティ（キャンセル料、施設予約上のペナルティ）は科さないこととします。

※ 市関連施設の利用状況等の詳細は、随時、町田市ホームページトップページの「新型コロナウイルス感染症特設ページ」に掲載していきます。

町田市ホームページ URL <https://www.city.machida.tokyo.jp/>

■ 小中学校の対応について

(1) 宿泊行事（2月以降）実施の可否について
年度内の宿泊行事は全て中止とします

(2) 2020年度卒業式、2021年度入学式の実施について

- ・卒業式、入学式は、参列者を限定して実施します。
- ・参列者は、卒（入）学生、卒（入）学生の保護者（2名まで）、教職員とし、在校生の参列は、学校の規模などに応じて個別に判断します。

■ 本件に関するお問い合わせ先

市施設について	政策経営部広報課	課長	遠藤	TEL 042-724-2101
小中学校の対応について	学校教育部指導課	課長	小池	TEL 042-724-2867